

2022年 年間業務カレンダー（労働保険・社会保険）

- 1月 雇用保険マルチジョブホルダー制度
- 2月
- 3月 健康保険料率改定（10.18%→10.25%、労使折半）→4月控除分から
介護保険料改定（1.80%→1.64%、労使折半）40歳以上65歳未満対象
- 4月 育児・介護休業法改正
- 5月
- 6月 労働保険料（労災保険・雇用保険）申告・納付（6月1日～7月11日）
- 7月 算定基礎届（7月1日～7月11日）
- 8月
- 9月 社会保険 標準報酬月額決定（改定）通知→被保険者
- 10月 岡山県最低賃金 892円（30円UP）
育児・介護休業法改正、育児休業中の社会保険料免除の取扱い改定、
社会保険の適用拡大
雇用保険料の給与控除率改定 （一般の事業）0.3%→0.5%
（建設、清酒製造業等）0.4%→0.6%
- 11月 健康保険 被扶養者の確認（11月30日提出期限）
- 12月

※令和3年4月1日以降に有効期間が始まる「時間外労働・休日労働に関する協定届」は、様式が変わっていますので、ご注意ください。
（チェックボックスが2か所追加されました）